

## ガイドラインの対象

### 解説

本ガイドラインの対象は以下の通りである。

- 1) 小児を対象とする。年齢はおおむね生後1か月以上とし、新生児けいれんなど新生児期発症例は除外する。年齢の上限は疫学的背景を考慮して20歳未満とする。
- 2) 基礎疾患の有無、直接の原因にかかわらず、けいれん性てんかん重積状態(convulsive status epilepticus : CSE)を対象とする。
- 3) 欠神発作重積状態や複雑部分発作重積状態、また睡眠時持続性棘徐波を示すてんかん性脳症(epileptic encephalopathy with continuous spike-and-wave during sleep : CSWS)などの非けいれん性てんかん重積状態(non-convulsive status epilepticus : NCSE)は対象としない。

本ガイドラインの対象とする状態と年齢層について解説する。対象とする状態は英語では status epilepticus(SE)である。この定義については後述するが、SEを日本語訳する場合、日本小児神経学会および日本てんかん学会の用語集では「てんかん重積状態」と訳している。この解釈として、慢性疾患としての「てんかん」を原因として、あるいは「てんかん」の初発発作として起こった「重積状態」に限定するものではなく、後述の原因分類に示されているように、「急性」の熱性けいれん、急性髄膜炎、急性脳炎・脳症や、脳血管障害による発作が重積状態となった場合なども含まれることが前提となっている。

SEは発作症状としてCSEとNCSEに分類され、救急治療の現場で多く遭遇するのは前者であり、一般には「けいれん性」てんかん重積状態とされている。後者は一般には「非けいれん性」てんかん重積状態と日本語訳されている。本ガイドラインではこのNCSEは対象としていない。また、SEを救急疾患として対応する現場の医療者は多様であり、本ガイドラインの表題としてSEを「てんかん重積状態」とした場合、急性疾患としてのけいれん発作重積状態は対象とならない、と誤って受け取られるおそれがある。

表題である「けいれん重積状態」という訳語は学術用語としては不適切な点があるが、①慢性疾患としてのてんかん以外の原因による状態を含む、②欠神発作重積などのNCSEは含まない、ことを本ガイドラインでの枠組みとしていることを明確にするため、あえて使用することとした。また、近年の学術論文において「けいれん重積」という用語は使用

されることが少なくない。なお、「けいれん」発作の型は二次性全般化を含む全般性强直間代発作が主体であるが、片側性運動発作も含む。また、SEの治療経過で運動症状が軽減、消退したが脳波上は発作性異常波が持続しているNCSEは治療、検査などの観点から対象としている。

年齢層については、おおむね生後1か月以降を対象としている。①新生児期固有の原因があり、治療選択肢がそれ以降の年齢層とは異なる、②おもにNICUで治療対応が行われている、という理由で新生児期は本ガイドラインの対象から除外している。上限年齢については、小児と成人とでけいれんが遷延する病態生理や治療ストラテジーは大きく異なることはないが、原因疾患と予後は異なる特徴を示すため、20歳未満とする。